

# 国際知財司法シンポジウム2023（JSIP2023）の開催について

前国際協力部教官（現弁護士）

福島 崇之

## 第1 はじめに

法務省は、2023年10月17日から19日の3日間の日程で、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）、弁護士知財ネットとの共催により、外務省や独立行政法人国際協力機構（JICA）等多数の後援を得て、「国際知財司法シンポジウム（以下「JSIP」という。）2023～アジアにおける知的財産紛争解決」（以下「JSIP2023」という。）をハイブリッド方式により開催した<sup>1</sup>。

JSIPは、知的財産（以下「知財」という。）紛争解決に関する国際協力の推進や我が国の関係者に対する外国の知的財産紛争処理制度に関する情報提供等を目的として、前記共催者により、2017年から毎年開催されており、今回で第7回目を迎えた。JSIPは、奇数年にアジア、偶数年に欧米等の各国から知的財産紛争解決に従事する専門家を招へいすることが慣例となっており、奇数年である今年は、東南アジア諸国連合（ASEAN）各国、中国、インド及び韓国から専門家を招き、日本の専門家とともに模擬裁判やパネルディスカッション等を実施した<sup>2</sup>。

JSIP2023は、3日間の日程を裁判所パート、法務省パート及び特許庁パートに分け、同月18日に開催された法務省パートでは、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの協力を得て、「Eコマースにおける模倣品対策と官民連携」とのテーマの下、ASEAN各国から、この分野に関する専門家（知財当局職員、弁護士及びプラットフォームフォーマー）の参加を得て、基調講演及びパネルディスカッションを行った。本稿では、その概要について紹介することとしたい<sup>3</sup>。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

## 第2 第1部・基調講演

- 1 川原隆司法務事務次官による主催者挨拶の後、知財当局職員、知財事件を専門に取り扱う弁護士及びEコマースサイト（以下「ECサイト」という。）を運営するプラットフォームフォーマー（以下「プラットフォームフォーマー」という。）の代表者各1名から、Eコマースにおける模倣品対策や官民連携について基調講演を行った。

<sup>1</sup> 3日間とも、弁護士会館2階講堂クレオを会場として有観客により開催するとともに、会場の模様をオンラインで中継した。

<sup>2</sup> 法務省パートの海外参加者については、別添2「登壇者一覧」を御参照いただきたい。なお、今回は基調講演者3名が対面での参加、その他の登壇者がオンラインでの参加である。

<sup>3</sup> 裁判所パート及び特許庁パートのプログラムについては別添1フライヤーを参照いただきたい。なお、本シンポジウムについては、最高裁判所行政局のYouTubeチャンネル（<https://www.youtube.com/@user-ls9jg4wm3u/featured>）で視聴可能であるので、御関心がある方は是非御視聴いただきたい。

2 まず初めに、タイ知的財産局<sup>4</sup> 国際室長ナバート・タンカマラス氏（以下「ナバート氏」という。）が、同国における模倣品対策について基調講演を行った<sup>5</sup>。

冒頭、同国のEコマースにおける模倣品対策として、サイトブロッキング、ノーティス&テイクダウン<sup>6</sup> 及び刑事罰が法的に認められていることが紹介された。サイトブロッキングは、2007年コンピュータ犯罪法が2017年に改正されたことにより認められた法的手段であり、DIP担当官が裁判所の命令を得ることにより、知的財産を侵害する物品やサービス（以下「物品等」という。）を取り扱っているECサイトへのアクセスをブロック又は無効化したり、当該違法コンテンツを削除したりすることが認められている<sup>7</sup>。ノーティス&テイクダウンについては、2022年著作権法第43条6項によって認められており、著作権者において、特定のコンテンツにより自己の著作権が侵害されていると信ずるに足る合理的な理由がある場合は、ISPに対して当該コンテンツの削除等を求める旨の通知（notice）を行うことができ、ISPにおいて要件を充たすと認められる場合は、当該コンテンツの削除またはアクセスの停止（takedown）を行うこととされている<sup>8</sup>。模倣品に関する刑事事件（以下「模倣品関連事件」という。）の捜査は警察又は法務省特別捜査局によって行われ、2020年から2023年8月までの間に約950件の模倣品関連事件が摘発されている。

また、タイでは、Eコマースにおける模倣品対策の官民連携として、DIP、知財権者（以下「権利者」という。）及びプラットフォーマーによる「インターネット上の知的財産権の保護に関する覚書（Memorandum of Understanding; MOU）」並びにDIP、知的財産権者及び広告業界団体による「オンライン広告及び知的財産権に関するMOU」の作成及びそれに基づく協力の実施がある。前者は、2021年1月に作成され、2023年3月時点で合計32団体<sup>9</sup>が署名を行っている。参加団体は、同MOUに基づき、参加プラットフォーマー上の知財権侵害物品等の有無について調査や情報共有を行い、当該コンテンツの削除等、権利保護を迅速に図ることを目的とした協力・連携を実施している<sup>10</sup>。他方、後者については、2022年10月に作成され、合計25団体<sup>11</sup>が署名を行っている。同MOUについても、参加団体間で知財権を侵害していると認められるオンライン広告に関する調査や情報共有が行われ、参加

<sup>4</sup> 知的財産局（Department of Intellectual Property; DIP）は、タイ商務省所管の部局である。

<sup>5</sup> 講演資料は、法務省ウェブサイト（[https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08\\_00021.html](https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00021.html)）に原文（英語）及び仮訳を掲載しているので、御参照いただきたい。

<sup>6</sup> 権利侵害を主張する者からの通知により、インターネットサービスプロバイダ（ISP）が、権利侵害情報か否かの実体的判断を経ずに、当該情報の削除等の措置を行うことにより、当該削除に係る責任を負わないこととする制度であり、米国のデジタルミレニアム著作権法（DMCA）等により認められている。

<sup>7</sup> ナバート氏の説明によると、2018年1月から2023年9月までの約5年9か月の間に、裁判所により42件の命令が発付され、これにより1641のURLへのアクセスが無効化又はブロックされたとのことである。

<sup>8</sup> 著作権者から通知があった事実については、ISPから著作権侵害の疑いのあるユーザーに通知することとされており、ユーザーはテイクダウンに対し異議を申し立てることができる。

<sup>9</sup> 内訳はDIPを含む政府機関3、知的財産権者26、プラットフォーマー3である。現時点で参加しているプラットフォーマーはLazada、Shopee及びTikTok。当初はJD Centralも参加していたが、2023年3月に脱退した。

<sup>10</sup> ナバート氏によると、2021年3月から2023年6月までの間に、同MOUに基づき925件の侵害事例が共有され、そのうち921件について当該コンテンツを削除したとのことである。

<sup>11</sup> 内訳はDIPを含む政府機関1、知的財産権者21、広告関連団体3である。

広告関連団体において、当該広告を掲載しないよう加盟企業に働きかけるなどして、知財権侵害物品等に関する広告を排除している。その他にも、基調講演では、模倣品対策に関する広報・意識啓発活動、A S E A N各国の関連機関との連携、我が国特許庁との協力が紹介された。

- 3 続いて、シンガポールに本社を置き、A S E A N各国等においていわゆるC t o C（消費者間）プラットフォーム運営事業<sup>12</sup>を営むカルーセル（Carousell）グループ統括法務部長セレナ・ダーセル・チン氏（以下「チン氏」という。）が、プラットフォームにおける模倣品対策及び官民連携について基調講演を行った<sup>13</sup>。

カルーセルは、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、ベトナム、香港及び台湾で事業を展開しているところ、模倣品の販売を全面的に禁止しており、商品の真正性を担保しプラットフォームに対する信頼を高めるため、専門家による鑑定・認証制度、提携するブランドからの通報を受けて知財権を侵害していると認められる出品を削除するシステム（Carousell Rights Owners Programme; C R O P）、権利者以外のユーザー等からの通報を受けて出品を削除するユーザーレポートシステム、人及びA I等を活用した出品モニタリングシステム等を設けている。特に、C R O Pは、あらかじめカルーセルに認証されているブランド<sup>14</sup>において、当該ブランドの知財権を侵害していると認める出品を発見した場合、専用プラットフォームから当該権利を保有するブランド自ら当該出品を削除することができる仕組みであり、I S Pを介する必要がある一般的なノーティス&テイクダウンの場合と比較して、権利者が直接出品を削除できるという点で特徴的であり、迅速な権利の保護という観点から特筆すべきといえる。

また、チン氏は、官民連携の例として、プラットフォーム上における模倣品に関する警告文表示やその他の意識啓発活動、法執行機関や行政機関との情報共有等による連携が紹介された。最後に、課題として、ユーザーと権利者間の利益のバランスや手口・模倣の巧妙化、出品数の増加への対応、ブランドのニーズ（取締りや削除よりも民事上の制裁を望んでいること等）を挙げた。

- 4 最後に、シンガポールの大手法律事務所 Allen & Gledhill のパートナー弁護士であるヴィグネシュ・ヴァーアン氏（以下「ヴィグネシュ氏」という。）により、同国におけるEコマースにおける模倣品対策及び官民連携について講演が行われた<sup>15</sup>。

同国では、特許法、登録意匠法、商標法、著作権法及び地理的表示法により認められる各知財権はEコマースにおいても保護されており、模倣品を販売した者に対しては民事上（侵害品の販売・製造の差止めや損害賠償等）及び刑事上（刑事罰）の責

<sup>12</sup> 同社は、我が国の「メルカリ」や「Yahoo!オークション」のように、消費者間でセカンドハンド（中古品）を売買するためのプラットフォームを提供している。

<sup>13</sup> 講演資料は、法務省ウェブサイト（[https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08\\_00021.html](https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00021.html)）に原文（英語）及び仮訳を掲載しているので、御参照いただきたい。

<sup>14</sup> ナイキ、シャネル、グッチ、バーバリー、イブ・サンローラン、バレンシアガ等のブランドがC R O Pに参加している。

<sup>15</sup> 講演資料は、法務省ウェブサイト（[https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08\\_00021.html](https://www.moj.go.jp/kokusai/kokusai08_00021.html)）に原文（英語）及び仮訳を掲載しているので、御参照いただきたい。

任が問われることとされているが<sup>16</sup>、プラットフォームについては、単独又は共同で模倣品を販売したと認められるような事情<sup>17</sup>がない限り、法的な責任を負う可能性は低く、模倣品対策を講じる義務も法律上求められていないとされている。しかし、一定の場合にプラットフォームも知財権を侵害する可能性があることから、シンガポールでプラットフォームを運営する事業者は、販売者の身元確認、被害を受けた購入者に対する返金保証、権利者が権利侵害を確認・通報できるポータルサイトの設置等の取組を自主的に実施しているほか、民間事業者や官民連携によるパートナーシップ、東南アジア電子商取引模倣品対策ワーキンググループ（Southeast Asia eCommerce Anti-Counterfeiting Working Group：S e C A）等の国際的な協力活動に参加し、情報、知見及び技術の共有を図り、これらの自主規制を強化していることが紹介された。

また、官民連携の例として、関係省庁<sup>18</sup>及び民間事業者によって実施されている「Eコマース市場の取引安全性評価（Transaction Safety Ratings；T S R）」制度が紹介された。同制度は、Eコマースを運営する各事業者について、「ユーザーの信頼性」、「取引の安全性」、「消費者に対する損害回復措置の有効性」及び「詐欺対策の有効性」という観点から評価し、公表する仕組であり、当初はオンライン詐欺対策として運用を開始したものであるところ、一部の評価項目は模倣品対策に通じるものも含まれていることから、知財保護に関する官民連携の取組として紹介された。ヴィグネシュ氏は、この取組を更に推進し、模倣品対策を明示的な評価項目として導入することが必要との見解を示すとともに、今後の官民連携の在り方に関し、国内で模倣品対策に関するプラットフォーム共通の行為準則（code of practice）等を策定し、それを遵守している限りは同プラットフォームで行われた知財権侵害に対する責任を免除するいわゆる「セーフハーバー」を設けることも当該行為準則の遵守の徹底を図る上で有効ではないかとの見解を示し、基調講演を締めくくった。

### 第3 第2部・パネルディスカッション

第2部では、3名の基調講演者に、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン及びベトナムからオンラインで参加した専門家を加え、パネルディスカッションを実施した。

#### 1 ワーキングセッション1

<sup>16</sup> 税関によるいわゆる水際対策や、競争・消費者委員会による不正表示や誤認表示に対する規制等、一定の場面で行政上の措置も実施されている。

<sup>17</sup> 基調講演では、プラットフォームが既存の商標権等を侵害する自社ブランド製品を当該プラットフォームで販売したり、再販業者として模倣品を当該プラットフォームで販売し、利益を得たりしていた場合がこれに該当しうるとの説明があった（基調講演では、後者の事例として、シンガポールのプラットフォームがカルバンクライン社から商標権侵害に基づく訴えを提起され、一定の責任が裁判所によって認められたとの裁判例が紹介された。）。

<sup>18</sup> T S Rは省庁間詐欺対策委員会（内務省や貿易産業省等の関係省庁により構成）が実施・運営している。

- (1) ワーキングセッション1では、小野寺良文弁護士<sup>19</sup>をモデレーターとして迎え、Eコマースにおける模倣品対策に関する各国の法制度及びプラットフォーマーの自主規制について議論した。
- (2) ワーキングセッション1の前半は、Eコマースにおける模倣品対策について議論を行った。冒頭、小野寺弁護士から日本の法制度の概要について紹介があり、その後各国の参加者が各国の法制度や自主規制等について説明するという構成で進められた。

まず初めに、カンボジア模倣品対策委員会（CCCC）ケオ次長（以下「ケオ氏」という。）から、同国の模倣品対策の現状と課題について発言があった。同国では、典型的なEコマースサイトよりもFacebook等のSNS上で物品等の売買を行うことを好む傾向があり、各SNSが提供しているメッセージングアプリケーション等を利用して国内外の業者又は消費者との間で連絡を取り、物品等を購入することが多い。そのため、ケオ氏によると、模倣品関連事件の取締を行うCCCCは、Facebookに模倣品が出品されている旨の通報を受けて捜査を開始することが多いが、取引がすべてオンラインで行われるため、その追跡が困難であるなどの課題があり、代金送金口座や配送業者を把握して出品者である被疑者を特定するなどして逮捕に至った事案も存在するものの、他方で、社会の耳目を集めるような重大事件で十分な成果が挙げられなかったものもあり<sup>20</sup>、現在このようなEコマースに特有の課題に対してどのように対応すべきかを検討しているとのことであった。

次に、インドネシアで知財事件を取り扱うキン弁護士（以下「キン氏」という。）から同国の法制度等について説明があった。キン氏によると、同国では権利者が侵害物品等の削除を請求することが法的に認められており<sup>21</sup>、そのような請求があった場合、プラットフォーマーは7日以内にこれに応じなければならないとされていること、請求に応じなかった場合、プラットフォーマーは当該プラットフォームのブロック等の行政上の制裁の対象となるが、プラットフォーマーによっては削除までに時間を要するケースがあり、実際に制裁が科された事案も見当たらないため、権利者及びその代理人としては、削除が速やかに行われるよう適宜フォローアップする必要があるとのことである。また、キン氏は、同国情報通信省（Ministry of Communications and Information; MCI）2016年回章（Circulation Letter）第5

<sup>19</sup> 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士。日弁連知的財産センター委員等、知的財産法に関する国内外の要職を歴任されているほか（経歴については森・濱田松本法律事務所のHP（<https://www.mhmjapan.com/ja/people/staff/569.html>）を御参照いただきたい。）、JICAミャンマー法整備支援プロジェクトの知的財産法アドバイザーグループ委員を務められた。本シンポジウムにおいても準備段階から多大な御貢献をいただいております、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

<sup>20</sup> ケオ氏は、具体例として、ある農作物の模倣品がFacebookやウェブサイト上で流通しているとのタイの権利者からの申告を受けて捜査を開始した事案で、当該農作物が販売されているSNSやウェブサイト可能な限り特定したが、出品者が頻りにプラットフォームを変更するなどしたため、すべて追跡することができなかったという事例を紹介した。

<sup>21</sup> キン氏の事前回答によると、電子商取引に関する政令（2019年政令第80号）により認められているとのことである。

号にプラットフォームに対するセーフハーバーに関する規定があるが、回章はあくまで政府の通達（guidance）に過ぎず、法的文書ではないため、当該回章はプラットフォームの責任免除の法的根拠とはならず、セーフハーバーが認められるか否かについては前記政令に基づいて判断されている旨指摘するとともに、同政令は責任の免除の対象となる「権利侵害」について明確な定義がなく、ECサイトで知財権侵害物品等を販売するなどの典型的な事案は問題とならないが、いわゆる二次創作や間接侵害の場合についても責任が免除されるのかが必ずしも明らかでないという問題があるため<sup>22</sup>、今後の改正等を注視する必要がある旨述べた<sup>23</sup>。

続いて、ラオス商工省知的財産局知的財産紛争解決部チパボン副部長（以下「チパボン氏」という。）からは、同国では、Eコマースにおける模倣品対策について、知的財産法（Law on Intellectual Property）、消費者保護法（Law on Consumer Protection）、電子データ保護法（Law on Electric Data Protection）、メディア法（Law on Media）、情報通信法（Law on Telecommunication）、サイバー犯罪防止対策法（Law on Prevention and Combating of Cyber Crime）及び電子商取引法（Law on Electronic Transactions）等様々な法令で関連する規定を設けており、これらに違反した場合は行政罰の対象となる旨の説明があった。

マレーシア国内取引・生活費省知的財産部カラ部長（以下「カラ氏」という。）からは、同国の法制度及び関係機関の管轄について説明があった。すなわち、知財関連法令に関する事務は同省が所管しているが、ノーティス&テイクダウンやサイトブロッキング等各法令の執行については、マレーシア通信マルチメディア委員会（Malaysian Communications and Multimedia Commission; MCMC）が所管しており、同委員会においてプラットフォーム上に模倣品が出品されている事実を確認した場合、出品者に対してテイクダウンやサイトブロッキングの要請（notification）を行い、当該プラットフォーム等にそれらの処分を実行させている旨の説明があった<sup>24</sup><sup>25</sup>。

フィリピン知的財産庁（IPOPHL）法務局クリスティーン副局長（以下「クリスティーン氏」という。）からは、同国におけるプラットフォームの法的責任について説明があった。同国では、プラットフォームの法的責任は電子商取引

<sup>22</sup> キン氏は、この点が問題となり得る具体例として、模倣品に関するオンライン広告の掲載を挙げている。この点に関し、ヴィグネシュ氏から、シンガポールでは、商標の「使用」は取引の過程における当該商標の使用を広く含むと解されているので、当該模倣品の広告も「使用」に含まれ、商標権侵害を構成するとのコメントがあった。

<sup>23</sup> 以上の点に加えて、キン氏からは、現在、インドネシアでは、他人の知的財産権を侵害した者をEコマースのプラットフォームから排除する（当該出品だけでなく将来の出品等を禁止する）ことの可否や、個人情報保護法制の下で権利者がどのようにして出品者を特定するか等について議論されているとのコメントがあった。

<sup>24</sup> カラ氏の説明によると、模倣品の出品についてはテイクダウン、海賊版のストリーミング配信についてはサイトブロッキングを実施しているとのことである。

<sup>25</sup> このカラ氏の説明に対し、カルーセルのチン氏は、MCMCのように行政機関がプラットフォーム上の模倣品対策において積極的な役割を果たしてもらえると、プラットフォームとしては、当該機関の要請の有無を確認し、それに応じることで自身の義務を果たせるため、安心（comfort）して事業運営を行うことができる旨コメントしている。

法、消費者法及び関係省庁<sup>26</sup>による合同行政命令（joint administrative order）により定められており、プラットフォームにセーフハーバーが認められるためには、模倣品対策及びその実施のための手続を定め、それらに基づいてプラットフォームの取引状況を定期的に監視し、模倣品が出品されていると認められる場合は削除するなどの対策を講じること、権利者からの申立てに基づき速やかにノーティス&テイクダウンを講じていること、サービス利用契約や約款等によりユーザーとの間で模倣品の販売を禁止する旨明示的に合意していること、ユーザーに対し正確な情報提供を求めていること、法執行機関に対して可能な限り協力していること、取引記録等を適切に保管し法執行機関の求めに応じて開示していること等の要件を充たしている必要があり、これらの要件を充たしていない場合は、プラットフォームも当該権利侵害について責任を負う可能性があるとのことであった。

ベトナムで知財事件を取り扱うイェン弁護士（以下「イェン氏」という。）からもプラットフォームに対するセーフハーバーについて説明があり、法令上セーフハーバーが認められるための4要件として、①関係機関の要請を受理してから24時間以内に当該コンテンツを削除し、その旨を直ちに報告すること、②出品の監視及び削除に関し権利者に協力すること（ノーティス&テイクダウンを適切に実施すること）、③法令違反が認められるユーザーに対し一定期間又は無期限のサービス停止又はその警告を行うこと、④出品者の情報を提供するなど関係機関の調査や処分等に協力すること<sup>27</sup>が定められており、特に要件①については同国内でも非常に厳しいと受け止められているが、現に関係機関からはそのような要請がプラットフォームに対して出されていることから、セーフハーバーが認められるためには従わざるを得ないとのことであった。

- (3) ワーキングセッション1の後半は、プラットフォームにおける自主規制を中心に議論した。まず、小野寺弁護士から、日本では主要なプラットフォームはノーティス&テイクダウンの仕組みを整備しており、事業者団体内でプラットフォームの責任を限定するガイドラインを策定するなどの取組を行っていることが説明された。

チン氏は、プラットフォームの立場から、自主規制の考え方について説明した。すなわち、カルーセルでは、事業を展開しているすべての法域（jurisdiction）において、同様の原則（principle）に基づいて事業を行うことを基本方針としており、ノーティス&テイクダウン等の自主規制においても同様のスタンスに従って実施しているが、各パネリストの発言からも分かる通り、プラットフォームに

<sup>26</sup> クリスティーン氏は、関係省庁として、IPOP HLに加え、貿易産業省（Department of Trade and Industry）、農政省（Department of Agriculture）、環境天然資源省（Department of Environment and Natural Resources）、保健省（Department of Health）、食品医薬品管理局（Food and Drug Administration）及び国家プライバシー委員会（National Privacy Commission）を挙げている。

<sup>27</sup> イェン氏から、この要件を充たすためには、産業貿易省（Ministry of Industry and Trade）が開設するポータルサイトに提出された権利侵害に関する申立てを必ず受信し、それに対して削除等適切な対応を取らなければならないとの説明があった。

セーフハーバーが認められるか否か及びその要件等は法域によって様々であり、各法域における制度やその解釈の変更のスピードも非常に速いことから、この原則をすべての法域で貫くことは困難であり、各法域の法制度や解釈に応じて異なる制度設計を設けざるを得ず、これはビジネスの観点から負担が非常に大きいとのことであった<sup>28</sup>。

また、チン氏から、プラットフォーマーがどのように模倣品の鑑定を行っているかについて補足があり、模倣品等かどうかの判定の際は権利者と連携しており、特に医薬品等人の生命・身体に対して影響を及ぼす可能性があるカテゴリーの商品については、真贋の判定に特に留意し、製薬会社の協力を得てテストや鑑定を行っている旨のコメントがあった。また、いわゆる高級ブランドについては、模倣品を判定する要素の1つとして、販売価格が市場価格と比較して著しく低廉であることが一般的に挙げられるが、カルーセルはC to Cプラットフォームであり、価格の設定は専ら販売者に委ねられていることから、価格の点で真贋を判断することは非常に難しく、その他の要素も併せて判断する必要がある旨の説明があった。

さらに、カルーセルが模倣品鑑定でAIを活用している点に関し、その法的な課題について、チン氏は、機械学習やAIを利用したシステムの構築等に当たり、機密情報を第三者に提供する必要が生じるが、その際機密性をどのようにして確保するかは大きな課題になるとのコメントがあった。また、この点に関し、ヴィグネシュ氏からは、AI及び機械学習において生成された情報が知的財産権を侵害する可能性がある点についても言及があった。

## 2 ワーキングセッション2

- (1) パネルディスカッションの後半部分であるワーキングセッション2では、相良由里子弁護士<sup>29</sup>をモデレーターとしてお迎えし、模倣品対策に関する官民連携と国際協力について議論を行った。
- (2) ワーキングセッション1と同様、まず初めに、相良弁護士から、このテーマに関する日本の取組について紹介があり、その後各国の参加者から各国の取組等について説明するという構成で進められた。

まず、タイのナバラト氏は、同国における官民連携の具体的取組として、基調講演において言及した2本のMOUの意義について言及があり、いずれのMOUについても模倣品対策の推進に大きく貢献しており、プラットフォーマー・広告業界及び権利者と緊密に連携することにより、事件処理のスピードアップにつながるなど

<sup>28</sup> チン氏は、対応するための負担が大きい法制度として、ベトナムにおけるノーティス&テイクダウンの例を挙げ、「24時間以内の削除義務は企業としては非常に厳しく、従業員の指導等、これに対応するためのコストも大きい。」旨コメントした。これに対し、イェン氏は、確かに24時間以内の削除はプラットフォーマーにとって負担が大きいものであるが、実務上この点に関する関係機関の判断は厳格ではなく、迅速性も含め、プラットフォーマーとして知財権保護のため最善を尽くすということが求められていると理解するのが相当であるとの見解が示された。

<sup>29</sup> 中村合同特許法律事務所パートナー弁護士・弁理士。日弁連知的財産センター委員等、知的財産法に関する国内外の要職を歴任されているほか（経歴については同事務所のHP（<https://www.nakapat.gr.jp/ja/professionals/yuriko-sagarams/>）を御参照いただきたい。）、過去のJ S I P法務省パートにおいてもモデレーターを務めていただいた。本シンポジウムにおいても準備段階から多大な御貢献をいただいております。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

の効果を実感している旨述べた。

次に、フィリピンのクリスティーン氏からも官民MOUについて説明があった。同国では、タイと同様、関係政府機関の仲介により、権利者、業界団体、プラットフォーム及び商工会議所等との間でEコマースに関するMOUを作成し、同MOUに基づき、オンラインプラットフォームにおける模倣品等の拡散を防止するための実務指針を策定し、同指針に基づき、訴訟提起の猶予<sup>30</sup>、予防的対策の実施、常習的侵害者に対するポリシーの策定、法執行機関への協力や情報共有等の取組を実施しているほか<sup>31</sup>、インターネットサービスプロバイダ（ISP）との間でオンライン上の海賊版の取締に関するMOUを作成したり<sup>32</sup>、実店舗及びオンラインの両場面において模倣品の製造・販売を防止し、権利者及び消費者を保護する目的で、各業界団体との間でMOUも作成したりするなどの取組を行っており、後者については、これまで、小売業界、自転車業界、医薬品業界等との間でMOUを作成済みであることが紹介された。また、関係政府機関による組織横断的な模倣品対策機関として、「国家知的財産権委員会（National Committee on Intellectual Property Rights ; NCIPR）」が創設されているところ、同委員会は、権利者と連携して、法執行機関や司法機関を含む関係職員を対象とした模倣品対策に関するワークショップや研修を実施するなどの取組を行っていることも紹介された。

続いて、カンボジアのケオ氏から、カンボジアの官民連携及び国際協力について説明があり、同国模倣品対策委員会（CCCC）は、14の関係省庁により構成され、各省庁で緊密に連携して模倣品の取締を行っているほか、能力向上や意識啓発、カンボジア知的財産協会等の国内関係機関や欧州商工会議所等国外関係機関との連携・協力などを行っているが、前述のとおり同国ではFacebookで物品等の売買が行われることが多いことから、アリババやAmazon等、カンボジア国内で事業を行っているプラットフォームとの協力はこれまで必ずしも十分ではなく、今後の検討課題であることや、模倣品対策に関する能力向上に関しては、これまでタイ、マレーシア、中国、欧州各国及びオーストラリア等の関係機関を訪問し、各国の取組を学んでいることが紹介された。

次に、マレーシアのカラ氏から、プラットフォームや業界団体との間のMOUは存在しないが、2012年に成立した消費者保護及び電子商取引に関する規則により、各プラットフォームに登録されている者に模倣品を販売するなどの権利侵害の疑いがある場合、プラットフォームに対しその情報の提供を求めるなど、法令によりプラットフォームからの協力が確保されている旨の説明があった<sup>33</sup>。

<sup>30</sup> 当該MOUに定められている事項に関しては、全参加メンバーの合意により、当該MOUの実施期間終了までの間、参加メンバー間で訴訟を提起しないこととしている。

<sup>31</sup> クリスティーン氏によると、MOUの実施状況については、プラットフォームによって削除された出品数等を重要業績評価指標（KPI）として評価を行っているとのことである。

<sup>32</sup> 本シンポジウムにおいて、クリスティーン氏から同MOUは2023年11月に発効予定との説明があった。

<sup>33</sup> この点に関し、モデレーターから、権利者からプラットフォームに対して直接情報提供を求めることはできるのかとの質問があり、カラ氏は、現行法上は直接請求することは難しい旨回答した。

続いて、チン氏から、シンガポールにおける官民連携の取組について民間の立場から言及があり、カルーセルは、知的財産権侵害事件の取締を行うシンガポール警察（Singapore Police Force; S P F） 商事部知的財産局及び権利者の三者間で「ファスト・トラック・テイクダウン（fast track takedown）」を行うことについて合意し、指定されたルートを通じて提出された要請については、通常よりも迅速に当該出品の削除を行うことを可能としたほか、刑事事件の捜査に対しても、S P Fに必要な情報提供を行うなどして協力を実施している旨の説明があった<sup>34</sup>。

続いて、モデレーターからヴィグネシュ氏にT S Rの効果や影響について質問があり、同氏は、同システムの運用開始からまだ1年しか経過していないため、現時点でその効果や影響について言及することは困難であると述べつつ、公的機関による評価は消費者にとって参考となる情報の1つとなりうるものであり、将来はそのような目的で活用されることが望ましいと述べ、他方で、基調講演でも述べたとおり、T S Rはオンライン詐欺を防止するための施策の1つであり、この施策を通じて、オンライン詐欺の態様の1つである模倣品の販売も防止できる可能性があると考え、模倣品対策に関する官民連携の取組例として紹介した旨の説明があった。

次に、インドネシアのキン氏から、官民連携の一例として、同国法務人権省知的財産総局と同国の大手プラットフォームである Tokopedia との間の模倣品対策に関するMOUが作成されたことが紹介された<sup>35</sup>。

続いて、ベトナムのイェン氏からは、同国では官民によるMOUの作成は行われていないが、それに関する議論は行われており、権利者によるコミュニティは、模倣品対策を所管する商工省（Ministry of Industry and Trade）市場管理総局（Directorate of Market Surveillance）との間でMOUの作成を模索する動きがあること、ベトナム政府が2023年3月にEコマースにおける深刻な知財権侵害事案に対処するためのプロジェクトを開始し、商工省主導の下、政府が掲げた6つの目標を2025年までに達成するため、様々な取組を実施していることについて紹介があった<sup>36</sup>。

また、ヴィグネシュ氏から、シンガポールが世界の貨物の中継ハブとして機能していることから、水際対策に関する官民連携や国際協力の重要性について言及があ

<sup>34</sup> この点に関し、ヴィグネシュ氏からは、S P Fは権利者から模倣品の発見・特定方法等について指導を受けたり、市場で模倣品を発見した権利者の協力を得て侵害者の逮捕や関係場所の捜索を執行したりするなど、模倣品の取締において権利者と緊密に連携する関係にあったが、近年ではプラットフォームとの連携を重視するようになったという点で大変興味深く、歓迎すべき取組であるとコメントしている。

<sup>35</sup> キン氏は、同MOUは知的財産権の保護に関する情報共有全般について定めたもので、具体的な取組に関する記述がなく、今後の実務における有用性も未知数であることから、MOU及び官民連携そのものの意義は認めつつも、模倣品対策の取組として十分でないと評価している。この点に関し、同氏は、同MOUは米国通商代表部（USTR）が Tokopedia を模倣品・海賊版ウォッチリストに指定したことを契機として作成されたものであることから、専ら同ウォッチリストからの削除のためだけに作成したため、抽象的な内容にとどまっているのではないかとの見解があることを指摘している。なお、同氏は、同MOUをより効果的なものとするためには、模倣品の出品を繰り返す者を排除するための明確な基準を設けること、出品者の特定のための情報共有が法的に可能な仕組みを設けること、MOUの実施状況をリアルタイムでモニタリングする体制等が必要であると述べている。

<sup>36</sup> イェン氏は、6つの目標の中でも特に重要なものとして、Eコマースにおける模倣品対策に関する情報を集約した統一的なデータベースの構築を挙げている。

り、権利者から税関に模倣品に関する情報を提供するなど長年にわたり協力関係にあることが紹介された。他方、税関への情報提供に関し、ヴィグネシュ氏は、シンガポールではインドネシアと異なりディスカバリー（証拠開示手続）により出品者に関する情報を比較的容易に入手することが可能であるが、当該情報をその他の手続において使用することができないとされており、特に他の法域でも水際措置等を求める場合の障害となっていることから、今後検討すべき課題であると述べた。

フィリピンのクリスティーン氏からは、NCIPRは国内関係機関間の情報共有メカニズムでもあるところ、模倣品の流通を阻止するためにはサプライチェーン全体を意識した国際的なネットワーク構築が必要不可欠であり、そのため、他の法域の税関当局と水際対策で連携したり、海外から裁判官を招いてワークショップを開催したりするなどの取組を行っていること、他方で民間セクターとの連携も重視しており、特に国民に対する意識啓発等において民間と共同でシンポジウム等を開催するなどしていること、各国で行われている民間とのMOUに関し、ASEAN知的財産法執行ネットワーク<sup>37</sup>等既存の枠組みを利用してASEAN全体にも広げ、ASEANで統一的な準則や基準を確立することが有益であること<sup>38</sup>、本シンポジウムのような知的財産紛争解決に関する国際的な会議も国際協力として重要であることについてコメントがあった。

ラオスのチパボン氏は、必要な国際協力として、法施行機関や裁判官等のキャパシティビルディング、水際対策等法執行に関する協力、模倣品製造・販売者や法執行等に関する海外の関係機関との情報共有を挙げ、タイのナバラト氏も、これらの3つの点に関する協力が重要である旨コメントした。

#### 第4 おわりに

法務省パートでは、以上のとおり、登壇者の積極的な参加により、充実した基調講演及びパネルディスカッションが行われ、Eコマースにおける模倣品対策及び官民連携・国際協力について、ASEAN各国の現状だけでなく、今後の課題や協力の在り方についても議論を深めることができたと考えられる。

今後も、技術革新等により、Eコマースの分野は益々発展し、更に国際化・ボーダーレス化が進んでいくものと考えられるが、それに伴い模倣品の製造・販売も巧妙化し、

<sup>37</sup> ASEAN知的財産法執行専門家ネットワーク（ASEAN Network of IPR Enforcement Experts; ANIEE）は、2017年に創設されたASEAN各国の知的財産権事件の法執行に従事する専門家により構成されており、発足当初よりフィリピン知的財産庁が議長を務めている。なお、インドネシアのキン氏は、ASEAN知的財産行動計画（ASEAN IPR Action Plan 2016-2025）の存在を挙げ、ASEAN各国の政府は同計画を実施する責務を負っており、日本を含むASEANのパートナー国もその重要性を認識し同計画の実施に協力してくれているため、同計画の実施を通じた国際協力や官民連携を推進していくことが重要であると述べている。

<sup>38</sup> マレーシアのカラ氏も、プラットフォーマーが遵守すべき国際的なガイドラインを策定することが望ましいとの見解を述べた。これに対し、カルーセルのチン氏は、プラットフォーマー間の情報交換や統一的なセーフハーバーの整備の推進等、明文化されたルールは模倣品対策において一定の利益や効果があると考えられるが、プラットフォームを転々としたり、SNSやメッセージングアプリケーションをEコマースプラットフォームとして利用したりするなどして模倣品を販売する悪質なユーザー（bad actors）に適切に対処できない可能性があるため、過度に詳細なものではなく、現状に基づいた（based on outcome）柔軟性のあるルール作りが望ましい旨述べている。ヴィグネシュ氏もこの見解に賛同し、全世界的な統一的なルール作りは現実的ではないと述べている。

その対策もより高度なものが求められるとともに、解決すべき新たな法的問題も生じることが予想される。本シンポジウムが今後の模倣品対策の在り方を検討する上で一助となれば幸いであり、当部としても、今後の知財分野に関する法制度整備支援を検討する上で有用な情報を得る機会になったものと思われる。

最後に、多忙な中、本シンポジウムに基調講演者及びパネリストとして御登壇いただいたASEAN各国の専門家の皆様、会場及びオンラインで御参加いただいた皆様及び本シンポジウムの開催に向けて御尽力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

# 国際知財司法シンポジウム2023

Judicial Symposium on Intellectual Property/TOKYO2023-JSIP2023

～アジアにおける知的財産紛争解決～

IP Dispute Resolution in Asia

## 開催日

2023年（令和5年）

10月17日（火）、18日（水）、19日（木）

## プログラム

言語：日本語・英語（同時通訳）

10月17日（火）13:30～18:00

### 裁判所パート

- ①日本・インド・大韓民国による模擬裁判（消尽について）
- ②パネルディスカッション（知財紛争解決の国際比較）

10月18日（水）13:30～18:00

### 法務省パート

- ①基調講演（模倣品対策のための取組と官民連携）
- ②パネルディスカッション（ECサイト等のプラットフォームによる模倣品対策）
- ③パネルディスカッション（模倣品対策のための官民連携・国際連携）

10月19日（木）13:30～18:00

### 特許庁パート

- ①パネルディスカッション（各国における審判実務一般について）
- ②パネルディスカッション（各国における先端技術分野の審理について）

【パネリスト】以下の国の裁判官・弁護士・審判官・政府関係者等

日本、インド、大韓民国、中華人民共和国、ASEAN諸国

知財紛争に関する司法判断や近時の知財トピックについて、各国の法曹関係者や審判官等が模擬裁判やディスカッションを行う「国際知財司法シンポジウム」を今年も開催します。本シンポジウムは、2017年（平成29年）にスタートし、欧米やアジア諸国の裁判官等を招き、我が国の知財司法制度はもとより、世界各国の制度や運用に関する最新事情を提供するイベントとして、毎回大変多くの方にご参加いただいております。

7回目の開催となる今回は、アジアにおける知的財産紛争解決に関する最新の議論と課題について、充実したプログラムを提供する予定です。

## 会場

弁護士会館 2階講堂クレオ

東京都千代田区霞が関1-1-3  
（東京メトロ「霞ヶ関駅」B1-b出口直結）

## 主催

最高裁判所 知的財産高等裁判所 法務省  
特許庁 日本弁護士連合会 弁護士知財ネット

## 後援

外務省 国際協力機構 国際民商事法センター 知的財産戦略本部 日本経済団体連合会 日本国際知的財産保護協会 日本商工会議所 日本知的財産協会 日本弁理士会 日本貿易振興機構

※プログラムの詳細や資料等につきましては、専用ホームページ<https://jsip-tokyo.go.jp/2023/>をご覧ください。

※会場で観覧いただく場合には、写真や動画（中継・アーカイブ）に映り込む可能性があります。あらかじめご了承ください。

※YouTubeの「最高裁行政局チャンネル」にJSIP2023の紹介動画を順次アップする予定です。是非ご覧ください。【最高裁行政局チャンネル】



## 参加費及び視聴費無料

会場での観覧のほか、インターネット同時配信を視聴いただくこともできます。

## 要事前登録



いずれの方法であっても専用ホームページ  
<https://jsip-tokyo.go.jp/2023/>  
からの事前登録が必要となります。

## 海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Keo Hoklee  
 役職：カンボジア模倣品対策委員会次長

民間企業やカンボジア国民議会議事務局での長年の経験を経て、2015年にカンボジア模倣品対策委員会次長に任命された。

モナッシュ大学（メルボルン）にて、外交・国際貿易修士課程を修了した。



氏名：Serena Darcel Chin  
 役職：カルーセルグループ統括法務部長

チン氏は、カルーセルグループの法務、コンプライアンス及び政府関連業務を統括している。

カルーセルグループは、東南アジア圏におけるセカンドハンド（中古品）のマルチカテゴリプラットフォームの最大手であり、世界中の人々がセカンドハンドを売るきっかけを作り、セカンドハンドを消費者から第一に選ばれる存在とすることをミッションに掲げている。

2012年8月にシンガポールで設立されたカルーセルグループは、現在、Carousell、Chợ Tót、Laku6、Mudah.my、OneShift、Refashのブランドで、7つの市場をリードしている。



氏名：Vignesh Vaerhn  
 役職：Allen & Gredhill法律事務所 パートナー弁護士長

ヴィグネシュ氏の専門分野は、知的財産権及び情報技術（IT）に係る訴訟・紛争などあらゆる形態の知財関係業務である。

著作権を含む知的財産権侵害/取消/異議/権利に関する紛争につき、民事・刑事両分野で、豊富な経験を有している。また、ドメイン名回復や商号の復活に関する案件に従事し、成功に導いた実績がある。

また、同氏は、企業の機密情報等の保護、シンガポールにおける医薬品のライセンスに関する規制上の問題についても助言を行っている。

知的財産権の保護とポートフォリオ管理に関する案件にも携わっており、特に、知的財産監査/デューデリジェンスや商業化から生じる問題など、知的財産権の活用戦略の分野に注力している。

そのほか、シンガポールのドメイン名紛争解決政策委員会の構成員も務めている。ヴィグネシュ氏は、World Trademark Review 1000において、Enforcement and Litigation（権利執行・訴訟）部門及びProsecution and Strategy（特許出願手続・戦略）部門で、“Leading Individuals”として、知財分野における主導的な活動を評価されている。

同分野の主導的な寄稿としては、代表的なものとして、ロービジネスリサーチ社発行のThe Technology Disputes Law Review（技術紛争法レビュー）のシンガポールに関する章、Singapore Academy of Law Journal誌に掲載された論文

「Distinctly Confusing: Clarifying the Applicability of Acquired Distinctiveness under Singapore Trade Mark Law」などの執筆がある。

多様な文化的背景を有しており、日本語や北京語にも堪能なマルチリンガルである。

## 海外ゲスト（法務省パート）



**氏名：Thippachanh THIPPHAVONE**  
**役職：ラオス商工省知的財産局知的財産紛争解決部副部長**

チバボン氏は、会計学とビジネス英語の2つの学士号を持ち、現在、中国同済大学の知的財産法プログラムの修士課程に在籍中である。  
同氏は、STB銀行で4年間、また、ラオス青年同盟（LYU）で9年間、儀礼担当副部長及び秘書役として勤務した後、2019年12月にラオス商工省知的財産局において知的財産関係業務に従事することとなった。  
その後、同局総務部、知的財産推進発展部、知的財産サービスセンターでの勤務を経て、現在は知的財産紛争解決部に在籍している。



**氏名：KALA DEVI KAILASAM**  
**役職：国内取引・生活費省 知的財産部長**

2004年、国内取引消費者省執行局に入省。様々な部署で勤務。  
執行司法務課長を経た（2019年5月～2022年4月）後、昨年より現職。  
学歴：マレーシア国際イスラム大学（IIUM）にて法学士（優等）。



**氏名：Christine V. Pangilinan-Canlapan**  
**役職：副局長**

クリスティーン氏は、フィリピン知的財産庁(IPOPHL)法務局の副局長のほか、知的財産権執行事務所の監督責任者やIPOPHLの裁判外紛争解決サービスの監督責任者も務めている。

同氏は、知的財産権訴訟から知的財産権紛争解決に向けてのパラダイムシフトに強い信念を持って取り組んでおり、ASEAN知的財産協力ワーキンググループ（AWGIPC）のフィリピン代表部メンバーとして同国の取りまとめ役を担い、ASEANのあらゆる案件を担当している。

IPOPHLに任用される前は、15年以上にわたり、民間の知的財産の実務家として知的財産権訴訟および知的財産権行使に係る案件を担当してきた。

政治学士、法学士、経営学修士を取得しており、キャリア・サービス・オフィサーでもある。インターポール・ストップオンライン海賊行為ワークショップ、政府・法執行官向けデジタル環境における知的財産権執行に関する小地域セミナー、法執行担当者及び検察官向けの製品識別セミナーや知的財産ワークショップなど、関連の様々なセミナーやトレーニングに参加している。

また、IPOPHL-TIPO商標審査官交流プログラム（2022年1月開催）や、台湾特許庁（TIPO）、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、世界知的所有権機関（WIPO）、その他ASEAN関連組織が主催した各種ウェビナーなど、国内外の多くの場で講演者やパネリストを務めた経験を有している。

最近では、WIPO、フィリピン司法アカデミー（PHILJA）、IPOPHLの共同プロジェクトによる、裁判官のための知的財産シンポジウムでの講演のほか、2023年国際商標協会（INTA）会議においては、IPOPHLの取組や、IPOPHLが副議長兼議長代理を務める国家知的財産権委員会の取組についてプレゼンテーションを行った。

## 海外ゲスト（法務省パート）



**氏名：Kin Wah Chow**

**役職：Rouse法律事務所及びSuryomurcito & Co.法律事務所代表、外国法事務弁護士**

キン・ワウ氏は、Suryomurcito & Co法律事務所でも活動する外国法事務弁護士である。同事務所は、インドネシア人弁護士のためのRouseネットワーク事務所である。国際的なクライアントに対し、インドネシア国内当事者によって登録された商標の再請求、特許権侵害、ソフトウェア契約に関わる紛争事案、商標登録の異議申立てに関する問題などについて、法的なアドバイスを定期的に行っている。

また、同氏は、出版物の刊行を行うなど、自身の経験を活かして活動の幅を広げているほか、EUROCHAMインドネシア知的財産権ワーキンググループの議長、法学会情報技術委員会研修小委員会の委員長も務めている。

**学歴・資格**

インドネシア外国法事務弁護士

シンガポール共和国最高裁判所 法廷弁護士

および事務弁護士 (1993年)

ニューヨーク州弁護士、法務官

イングランド、ウェールズの事務弁護士

西オーストラリア州最高裁判所 事務弁護士

および法廷弁護士

シンガポール国立大学法学士

**専門分野**

特許権侵害訴訟

デジタル規制に関する助言

知的財産権取引およびデューデリジェンス

**主な実績**

インドネシアにおける知財関係紛争及び商取引に関する案件に15年以上従事

デジタル規制及びデータ保護法のコンプライアンスに関する案件に従事

インドネシアの企業に対する知的財産権の取得および登録に関する案件に従事

**受賞歴**

2023年 IAM Patent 1000: 「Highly Recommended」に選出

2020年、2022年 IAM Patent 1000: 「Recommended Individual」に選出

2016年、2018 – 2020年 Chambers and Partners: 「Notable practitioner」に選出

2019年及び2020年 World Trademark Review 1000: 「leading individuals and recommended for notable work」に選出

2020年 Legal 500 Asia Pacific: 「Key lawyer in Tier 1」に選出

2020年 Who's Who Legal Patents: インドネシアの弁護士としてノミネート

2019年 MIP IP Star: 特筆すべき業績を評価



**氏名：Navarat Tankamalas**

**役職：知的財産局国際室長**

2005年よりタイ知的財産局に勤務。科学、経営学、文学のバックグラウンドを持ち、商業登録分析、商標審査、計画や政策の分析、知的財産問題に関する国際協力の業務に携わってきた。

2016年から2021年にかけて、ジュネーブのWTO及びWIPOのタイ王国政府代表部にて、上席商務官を務めた。

2021年に知的財産戦略の責任者に任命され、2022年からは国際室長を務めている。タマサート大学（バンコク）を卒業し、理学士号を取得。次いで、チュラロンコン大学（バンコク）文学修士課程、米国テキサスA&M大学コマース校経営学修士課程を修了した。

## 海外ゲスト（法務省パート）



氏名：Yen Vu

役職：Rouseリーガルベトナム ベトナムマネージャー 代表弁護士

イエン氏は知的財産分野の専門家として18年以上の経験を有する。訴訟および非訟の知的財産権に関わる案件が専門で、商標、特許、著作権、ドメインネームに関わるエンフォースメント、権利保護及び商業的な活用といった案件を扱っており、ベトナム、ラオス、カンボジアをはじめとする複数の地域にわたって、その専門性を発揮している。

ベトナムのデータ保護やデータ機密性に関わる案件も幅広く手掛けており、個人データ保護に関する法案に関しては、在ベトナム欧州商工会議所のデジタル委員会と協力し、公安省に提言を行った。

そのほか、世界経済フォーラムやレクソロジー（Lexology）が主催するワークショップにおいて、ベトナムや東南アジアにおけるデータ保護やデジタルトランスフォーメーションに関する講演も行っている。

また、大手多国籍企業に対し、ベトナムにおける知財ポートフォリオの活用について法的なアドバイスを行ったり、商標の審判、異議申立、商標訴訟、特許紛争、さらにはWIPO仲裁センターでのドメイン名紛争における権利行使の分野で豊富な経験を有しているほか、知的財産権に関連するメディア・エンターテインメント法、ライセンス契約及びフランチャイズ契約、企業秘密、雇用法も取り扱っている。

『アジアの法律と実務』、『世界の商標レビュー』、『ベトナムの投資レビュー』、『プライバシー法とビジネス』などの著作があるほか、Globe Law and Businessから出版された「国際著作権法」の執筆にも参加している。